

福岡県営住宅条例（平成 9 年福岡県条例第 69 条）に基づく「申請に対する処分」に係る
審査基準及び標準処理期間

（※令和 7 年 2 月 7 日設定）

- 1 「公開抽せんによる入居者の決定」（第 9 条第 1 項）の住宅困窮に係る審査基準については、次のとおりとする。

（１）入居申込者が公的住宅の使用名義人である場合の住宅困窮要件

入居申込者が、現に公的住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に定める公営住宅及び住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づく改良住宅その他、法によらずに地方公共団体が整備した住宅をいう。以下同じ。）の使用名義人である場合は、原則として、条例第 9 条第 1 項各号に規定する者には該当しないものとする。

ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる規定に該当するものとする。

・現に入居している公的住宅（自己負担による増築部分を除く。）の住戸専用面積が、現世帯人員に照らして最低居住面積水準※ ₁ の住戸専用面積を下回っている場合	条例第 9 条第 1 項第 3 号
・公的住宅の管理事業主体から建替事業又は用途廃止により住宅の明渡しを求められている場合	条例第 9 条第 1 項第 4 号
・公共交通機関による通勤に要する時間がおおむね 1 時間 30 分以上である場合	条例第 9 条第 1 項第 5 号
・公共交通機関による通学に要する時間がおおむね 1 時間 30 分以上である場合 ・ひとり親世帯※ ₂ ・高齢者世帯※ ₃ ・障がい者世帯※ ₄ ・DV 被害者世帯※ ₅ ・犯罪被害者世帯※ ₆	条例第 9 条第 1 項第 6 号
・その他上記と同程度に住宅に困窮する事情が認められる場合	条例第 9 条第 1 項第 6 号

（２）入居申込者が居住用建物を所有している場合の住宅困窮要件

居住用建物を所有している場合は、原則として、条例第 9 条第 1 項各号に規定する者には該当しないものとする。

ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる規定に該当するものとする。

・競売、土地収用等により、現に居住している建物の所有権を失うことが明らかな場合	条例第 9 条第 1 項第 4 号
・公共交通機関による通勤に要する時間がおおむね 1 時間 30 分以上である場合	条例第 9 条第 1 項第 5 号

・公共交通機関による通学に要する時間がおおむね 1 時間 30 分以上である場合 ・DV被害者世帯※5 ・犯罪被害者世帯※6 ・「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象者の公営住宅への入居について（平成 26 年 6 月 18 日国住備第 32 号国土交通省住宅局長通知）に定める対象地域に住宅を所有している場合（ただし、同通知に定める居住実績証明書により居住の事実が証明できる者に限る。） ・現に居住している住宅において、著しく住環境が阻害され、又は危険な状態であって、緊急に居住の安定を図る必要があると特に認められる場合 ・居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ、費用が不足するため建替が困難であることについて公的機関等の証明が得られる場合	条例第 9 条第 1 項第 6 号
・その他上記と同程度に住宅に困窮する事情が認められる場合	条例第 9 条第 1 項第 6 号

（３）（１）、（２）のいずれにも該当しない場合の住宅困窮要件

入居申込者が、現に公的住宅の使用名義人でない場合、居住用建物を所有していない場合及び被扶養者の学生でない場合であって、条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれにも該当しない場合は、条例第 9 条第 1 項第 6 号に規定する者に該当するものとする。

※ 1 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条に基づく福岡県住生活基本計画に規定する最低居住面積水準

※ 2 入居申込者が配偶者（事実婚（住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」との記載がある者）を含む。）のない者で、同居し、又は同居しようとする親族に現に扶養している 20 歳未満の子がある世帯

※ 3 入居申込者が 60 歳以上の者で、同居し、又は同居しようとする親族がいる場合は、次のいずれかに該当する者のみからなる世帯

- イ 配偶者 ロ 18 歳未満の児童 ハ ※ 4 のイ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する者
ニ 60 歳以上の者

※ 4 入居申込者又は同居し、若しくは同居しようとする親族に次のいずれかに該当する者がいる世帯

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項に規定する戦傷病者手帳を所持し、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障がいがある者

ロ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳を所持し、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までの障がいがある者

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神保健福祉手帳の判定が 1 級又は 2 級の者、若しくは同程度の精神障がいがあることを精神保健福祉法第 6 条に規定する精神保健福祉センターの長又は精神科の経験を持つ医師から判定された者

ニ 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2 第 14 号に規定する療育手帳の判定が A 又は B（B 2 及び B の軽度を除く）の者若しくは重度又は中度の知的障がいがあることを児童相談所の長又は障害者更生相談所の長か

ら判定された者

※5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に定める被害者であつて、被害事実について公的機関の証明が得られる世帯

※6 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかで、次のいずれかに該当することが公的機関により客観的に証明される者を含む世帯

イ 犯罪により収入が減少し生活の維持が困難となったこと

ロ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたため当該住宅に居住し続けることが困難となっていること

※標準処理期間 90日